

# 町の職員数や給与の状況をお知らせします



地方公務員法第58条の2の規定に基づき、前年度の地方公共団体の職員の任用、給与、サービスや勤務条件などの人事行政の運営状況について公表します。これは、住民の皆さまに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。  
▶問合せ 総務グループ ☎079(435)0357

## ●一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成26年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	259,700円	296,900円	328,200円
高校卒	222,000円	267,200円	303,800円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間経験などがある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加算した年数をいいます。

## ●職員手当の支給状況 (企業会計職員除く) (平成25年度決算)

手当名	支給者数	支給実績	1人当たりの平均支給金額
扶養手当	72人	16,690千円	231,802円
地域手当	161人	20,010千円	124,287円
住居手当	92人	6,644千円	72,212円
通勤手当	144人	8,355千円	58,021円
管理職手当	56人	38,625千円	689,740円
時間外勤務手当	105人	20,154千円	191,947円
期末・勤勉手当 (年間3.95月分)	161人	223,176千円	1,386,186円

※支給者数は平成25年4月1日現在の人数です。 ※期末・勤勉手当は民間でのボーナスのことです。

## ●特別職の報酬などの状況 (平成26年4月1日現在)

区分	給料月額	期末手当 (25年度支給割合)
町長	828,000円 (920,000円)	3.9月分
副町長	706,800円 (760,000円)	3.9月分
教育長	669,750円 (705,000円)	3.9月分

※給与月額は4～7月まで減額措置を行った金額で、( )内は8月以降の減額措置を行う前の金額です。

## ○職員の任免及び職員数に関する状況 (平成25年4月1日から平成26年3月31日)

- (1) 職員の競争試験の状況  
一般行政職、土木職の採用試験を実施しました。
- (2) 職員の採用の状況  
一般行政職の職員として、8人(男6人、女2人)を平成25年4月1日付で採用しました。
- (3) 職員の退職の状況 (平成25年度中の退職者数)

退職事由	人数
定年退職	6人
勤奨退職	3人
死亡退職	1人
合計	10人

### (4) 行政職の級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	19人	12.8%
2級	主事	10人	6.8%
3級	主査	38人	25.7%
4級	リーダー補佐・主任	27人	18.2%
5級	リーダー	33人	22.3%
6級	統括	16人	10.8%
7級	理事	5人	3.4%
計		148人	100%

※職員数の中に教育長、教育職給料表適用者(5人)、技能労務職給料表適用者(16人)は含みません。

## ○職員の勤務時間などの状況 (平成26年4月1日現在)

- (1) 勤務時間  
職員の基本的な勤務時間  
※勤務場所により時間が異なります。
- (2) 職員が取得できる休暇など  
職員が取得できる休暇は、有給の年次有給休暇、療養休暇、特別休暇(結婚・出産・忌引など)と無給の介護休暇、育児休業などがあります。なお、平成25年度における年次有給休暇の取得状況については、右記の通りです。

項目	内容
職員の勤務時間	8:30~17:15 (1日7時間45分、1週間当り38時間45分)
休憩時間	12:00~13:00 (60分)

年度付与日数	最高20日
前年度からの繰越日数	最高20日
平均取得日数	11.6日

## ○職員の給与の状況

### ●人件費の状況 (普通会計決算) (平成25年度)

住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の人件費率
34,748人	9,192,202千円	634,962千円	1,464,438千円	15.9%	16.3%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬なども含みます。

### ●職員給与費の状況 (普通会計決算) (平成25年度)

職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
148人	559,202千円	106,957千円	203,809千円	869,968千円	5,878千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。  
2. 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

### ●職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.6歳	322,914円	385,580円
技能労務職	50.2歳	318,113円	355,869円

(注) 一般行政職とは、技能労務職、企業職、税務職、教育職などを除いた職員です。「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

### ●一般行政職の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	播磨町		国	
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
大学卒	180,800円	192,200円	174,200円	182,600円
高校卒	151,800円	162,200円	142,100円	147,900円

**町道浜幹線全線開通記念ウォーク  
第2回とびっきり遊歩ウォーキングイベント  
～東部編～**

二子・東野添方面を約1時間ウォーキングします。ウォーキング終了後、少しですが、いずみ会が調理した赤飯・とん汁を試食していただけます。

ウォーキングでいい汗をかいた後は、健康いきいきセンターの大浴場で汗を流してください。参加者には、当日のみ利用できる入浴券をお渡ししますので、ぜひご利用ください。



- ▶日時 3月21日(祝) 9:30~12:00  
※雨天中止。
- ▶集合場所 役場駐車場
- ▶持ち物 汗ふき用タオル、水分補給できるもの
- ▶申込み・問合せ 3月13日(金)までに、電話で申し込んでください  
すこやか環境グループ ☎079(435)2611

開通前に見晴らしのよい車道を  
みんなで歩きましょう



平成19年度より事業を実施してきました町道浜幹線(播磨町役場前から明石市との市町界までの約1千700区間)の工事が完成します。  
これにより、町道浜幹線が全線開通することになり、明石市と加古川市を結ぶ主要幹線道路として、東西方向の交通の緩和が図られます。



**町道浜幹線全線開通式**  
▼日時 3月21日(祝)  
午前10時~11時  
▼場所 播磨町役場前交差点の東側、向ヶ池南道路内(地図参照)

開通式では、住民の皆さまによるウォーキング(左記参照)、ダンスチーム(KIRARA、BEYU)によるダンス、播磨南中学校吹奏楽部による演奏などの催しと、テープカットの式典を行います。皆さまの沿道でのご声援を願います。  
※雨天時は、式典のみ行い、催しは中止します。

▼問合せ 土木グループ ☎079(435)23605  
**町道浜幹線が全線開通します！**  
**3月21日(祝)午前11時頃開通式終了後から通行できます**



**町の職員数や給与の状況をお知らせします**

**①職員の分限及び懲戒処分の状況**

項目	内容
分限処分	公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、免職、退職、降任、降給の4つの種類があります。 平成25年度は、心身の故障のため長期の療養を要するとして4件の休職処分を行いました。
懲戒処分	公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追及して行う処分のことをいい、免職、停職、減給、戒告の4つの種類があります。 平成25年度は、該当する事例がありませんでした。

**①職員の研修及び勤務成績の評定の状況**

**(1) 職員研修**

職員に対しては、事務能力の向上を目的とし、随時研修を実施しています。  
ア 派遣研修 のべ参加人数100人 のべ参加日数207日  
イ 内部研修 のべ参加人数324人 のべ実施日数10日

**(2) 勤務成績の評定**

職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適正を公正に判断することを目的として勤務成績の評定を実施し、勤労手当の支給に反映しています。  
平成25年度の実施状況は次の通りです。

実施時期	対象者
平成25年10月(4月から9月までの状況)	全職員
平成26年4月(10月から3月までの状況)	全職員



**①職員の福利厚生と利益の保護の状況**

**●福利厚生制度**

地方公務員法の規定により、地方公共団体は職員の福祉の増進を図るための共済制度や福利厚生制度を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

加入制度	一般職員	用務員・調理員	幼稚園教諭
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	公立学校共済組合	兵庫県支部
互助会制度	兵庫県市町職員互助会		兵庫県学校厚生会

また、町の独自事業として、地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として平成25年度では職員定期健康診断、置き薬の設置を行いました。

**●公務災害関係(労働災害に相当するもの)**

職員が、公務上、通勤途上の災害により、負傷などまたは死亡した場合は、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員またはその遺族などに対する必要な補償などを、町に代わって地方公務員災害補償基金が行います。町の職員については、「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。  
平成25年度では、公務災害として認定された事案は、ありませんでした。

**●利益の保護の状況**

**(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況**

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局により適当な措置をとられるべきことを要求することができます。  
平成25年度では、措置要求はありませんでした。

**(2) 不利益処分に関する不服申立の状況**

職員は懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対して不服の申し立てをすることができます。  
平成25年度では、不服申立はありませんでした。

町ホームページでも公開しています。